売却手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。以下「一般更生債権担保不足分」という。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第１款第２及び第２款第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

⑷　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

7　更生計画認可決定前の売却の特則

管財人は、更生計画認可決定日までの間に本件船舶を売却した場合は、裁判所の許可を得て、本件売却代金について前記４の定めに従い担保変換を行い、変換された担保権について、前記５及び６の定めに従い弁済を行う。

8　弁済上限

船舶更生担保権者が、確定更生担保権に対する弁済として、本章第３節第１款に定める相殺猶予相当額に係る一般更生債権への弁済（以下「相殺猶予分弁済額」という。）と合算して弁済を受けることのできる総額は、確定更生担保権額と一般更生債権不足分の合計額である金895,705,491円を上限とし（以下、同合計額を「弁済上限額」という。）、弁済上限額から相殺猶予分弁済額を控除した残額（以下「相殺猶予分弁済後残高」という。）が確定更生担保権額を下回る場合、確定更生担保権への弁済（前記「５　仮弁済」以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、相殺猶予分弁済後残高を上限とする。この場合、船舶更生担保権の確定更生担保権額と相殺猶予分弁済後残高との差額に相当する金額については、相殺猶予相当額に係る一般更生債権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

第１　確定更生債権

相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　101,541,968円

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

別表８「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の金融債権者の一般更生債権（その債権額を、以下「相殺猶予確定更生債権額」という。）については、下記の金額（以下「相殺猶予分弁済額」という。）を、更生計画認可決定確定日、前記第３章第１節第２以下の定めに従い本件船舶を売却し、暫定売却手取額が確定した日、又は船舶更生担保権者との間で、別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権の額が確定した日のいずれか最も遅い日から１か月以内に弁済する。

記

別表８「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の「相殺猶予預金額」のうち「ドル建預金」欄記載の外貨建預金相当額に対して、本件船舶の売却に際して買主から本件売却代金の全額の支払いを受ける日のレート（着金日の株式会社りそな銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額に、同表の「相殺猶予預金額」のうち「円建預金」欄記載の円建預金相当額を加算した合計額

ただし、前記の円に換算する際のレートの変動に伴い、①相殺猶予分弁済額が相殺猶予確定更生債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「相殺猶予債権不足額」という。）には、相殺猶予確定更生債権額のうち相殺猶予債権不足額に相当する金額については、本章第３節第２款第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更して弁済する。②相殺猶予分弁済額が相殺猶予確定更生債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「相殺猶予債権超過額」という。）には、別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の金融債権者の届出債権額が一般更生債権として確定した場合（一部の場合を含む。）に、その確定額を上限として、上記の相殺猶予分の弁済日において、相殺猶予債権超過額に相当する額について、弁済する。

第２款　その他の一般更生債権（第１款の金融債権者の一般更生債権を除く更生債権）

第１　確定更生債権

前記第１款の相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権を除く更生債権（以下「その他一般更生債権」という。）について、確定したものは存在しない。

ただし、後記第４章第２節第２、２により、別表９－２「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権の額が確定した場合には、後記第２に定める権利の変更及び弁済を実施する。

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回免除及び第１回弁済

⑴　第1回免除

その他一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　第１回弁済

その他一般更生債権の債権者に対して、第１回免除後の債権額（以下「元本等」という。）（外貨建債権については外貨での金額とする。）に１％を乗じた金額を、更生計画認可決定確定日又は本章第１節第２、２以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に弁済（以下「第１回弁済」という。）する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

２　中間弁済

前記１の定めに基づく第１回弁済から後記３の定めに基づく追加弁済を実施するまでの間において、弁済をするのに適当な金銭があると認めるときは、管財人は、追加弁済に先立って、裁判所の許可を得て、その他一般更生債権に対し、元本等に按分して弁済（以下「中間弁済」とい